破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１７３号
埼玉県鴻巣市南１丁目18番16号、住民票上の住所青森県八戸市大字根城字大久保24番地４、住民票上の前住所青森県青森市小柳１丁目13番15号メゾンドシャルム202号
破産者　上野　順也
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３３号
埼玉県上尾市原市中１丁目７番地７、旧住所埼玉県上尾市大字小泉504番地１　グランメール神明303
破産者　早坂　　茂
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
静岡県沼津市東椎路1218番地の１、前住所静岡県伊豆市土肥349番地の２
破産者　勝呂　庄平
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
静岡県沼津市東椎路1218番地の１、前住所静岡県伊豆市土肥349番地
破産者　勝呂　正人
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４１５号
石川県金沢市中川除町32番地　セレクション桜橋401号、破産宣告時の住所静岡県三島市本町14番17号　シーショア三島本町203
破産者　水野　達弥
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
静岡県沼津市大塚274番地の６　シティハイツスズキ102、前住所静岡県沼津市松長921番地の６　ドリーミー片浜602
破産者　中嶋　法子
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
北九州市小倉北区木町１丁目７番８―301号
破産者　末永　豪士
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７３４号
北九州市小倉北区片野新町１丁目12番５―101号
破産者　西村美智代
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３０号
佐賀県杵島郡白石町大字馬洗323番地４
破産者　溝上　陽彦
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１３２号
佐賀県杵島郡白石町大字馬洗323番地４
破産者　溝上　千才
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３８７号
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目７番１号
破産者　高吉　克児
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７１０号
仙台市泉区住吉台西４丁目21番地の10
破産者　上野　孝之
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2232番地　プリムローズスクエアＳ―202、前住所川崎市宮前区有馬１丁目10番19―403号　フアミネス鷺沼
破産者　米内　久惠
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９８号
川崎市多摩区東生田１丁目10番３―107号
破産者　若松　修也
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
静岡県浜松市中区木戸町10―10　サンリバーハイツ501号、住民票上の住所静岡県浜松市中区野口町310番地　メゾン野口町106号
破産者　小島　隆広
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８４６号
愛知県瀬戸市水南町125番地の１　パレスピボット307、申立時の住民票上住所名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘２棟305号
破産者　白井　利幸
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１７５号
大阪府東大阪市若江南町１丁目３番29号
破産者　冨田建設こと　冨田　英治
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６９６号
大阪府枚方市出口５丁目35番26号、前住所大阪市住吉区苅田10丁目６番32―1003号
破産者　塩貝　誠至
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部